

## 有徳の家 運営方針

～人生の先輩に感謝と尊厳の心を込めて～

- ・暮らしていた「家」と同様に、生活の場としてふさわしい環境づくりに努めます。
- ・ご利用いただく方、ご家族の方にも喜んでいただく施設づくりに努めます。
- ・医療とのつながりを深め、健康を増進し、安心して暮らすことのできる施設づくりに努めます。
- ・地域の一員として信頼される、地域の方と歩んでいく施設づくりに努めます。
- ・暮らしのなかで出来ることや生活動作を維持し、支援するケアを提供します。
- ・その人らしい暮らしを支えるために、「共感」し、支援するケアを提供します。

案内図（同封の”特養・ショート申し込みの皆様へ”もご参照ください）



〒950-2011

新潟市西区小針上山9-32

特別養護老人ホーム・ショートステイ 有徳の家

TEL: 025-265-7770

FAX: 025-265-7771

ホームページはこちらから ⇒ <https://utk.or.jp/>

JR: 越後線 小針駅から徒歩約10分

バス: 新潟交通 西小針線 松美台バス停から徒歩約2分

平成23年4月1日 開設



特別養護老人ホーム  
ショートステイ  
有徳の家

# 有徳の家



### 施設概要

【設置主体】	社会福祉法人 有徳会
【理事長】	野沢 有二（日本整形外科学会認定 整形外科専門医）
【理念】	奉仕と慈愛
【所在地】	新潟県新潟市西区小針上山9-32（裏面案内図参照）
【サービスの種類】	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （介護予防）短期入所生活介護
【利用定員】	（特別養護老人ホーム） 29名 （ショートステイ） 10名 計 39名
【補助事業の名称】	特別養護老人ホーム（定員29人以下）建設事業 （平成22年度介護基盤緊急整備臨時特例補助金） 特別養護老人ホーム（定員29人以下）施設開設準備事業 （平成22年度施設開設準備経費助成特別対策事業補助金）

利用料金表(1割負担の場合)

2019.10.1改訂 (特別養護老人ホーム)

	施設サービス費	看護体制加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅱ)イ	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	栄養士加算	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	サービス利用料金合計(月31日) ※介護職員処遇改善加算を除く	食費(1日)	その他食費(1日)	居住費(1日)	食費・居住費等合計(月31日)	最終合計金額(月31日) ※介護職員処遇改善加算を除く
第4段階 要介護3	787	12	23	46	14	46	28,768	1,392	120	2,006	109,058	137,826
第4段階 要介護4	857	12	23	46	14	46	30,938	1,392	120	2,006	109,058	139,996
第4段階 要介護5	925	12	23	46	14	46	33,046	1,392	120	2,006	109,058	142,104
第3段階 要介護3	787	12	23	46	14	46	28,768	650	120	1,310	64,480	93,248
第3段階 要介護4	857	12	23	46	14	46	30,938	650	120	1,310	64,480	95,418
第3段階 要介護5	925	12	23	46	14	46	33,046	650	120	1,310	64,480	97,526
第2段階 要介護3	787	12	23	46	14	46	28,768	390	120	820	41,230	69,998
第2段階 要介護4	857	12	23	46	14	46	30,938	390	120	820	41,230	72,168
第2段階 要介護5	925	12	23	46	14	46	33,046	390	120	820	41,230	74,276
第1段階 要介護3	787	12	23	46	14	46	28,768	300	120	820	38,440	67,208
第1段階 要介護4	857	12	23	46	14	46	30,938	300	120	820	38,440	69,378
第1段階 要介護5	925	12	23	46	14	46	33,046	300	120	820	38,440	71,486
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		毎月の介護報酬総単位数の3.3%が加算										

初期加算	30	入所から30日間、加算
外泊時加算	246	入院または外泊時に1ヶ月間に6日間を限度として加算

\*地域加算により、1単位=10.14円となります

※上記の他に医療費、日用品等の購入、理美容代、行事参加等必要に応じ加算されます。

看取り介護加算	144	死亡日以前4日以上30日以下に加算
	680	死亡日の前日及び前々日に加算
	1,280	死亡日に加算

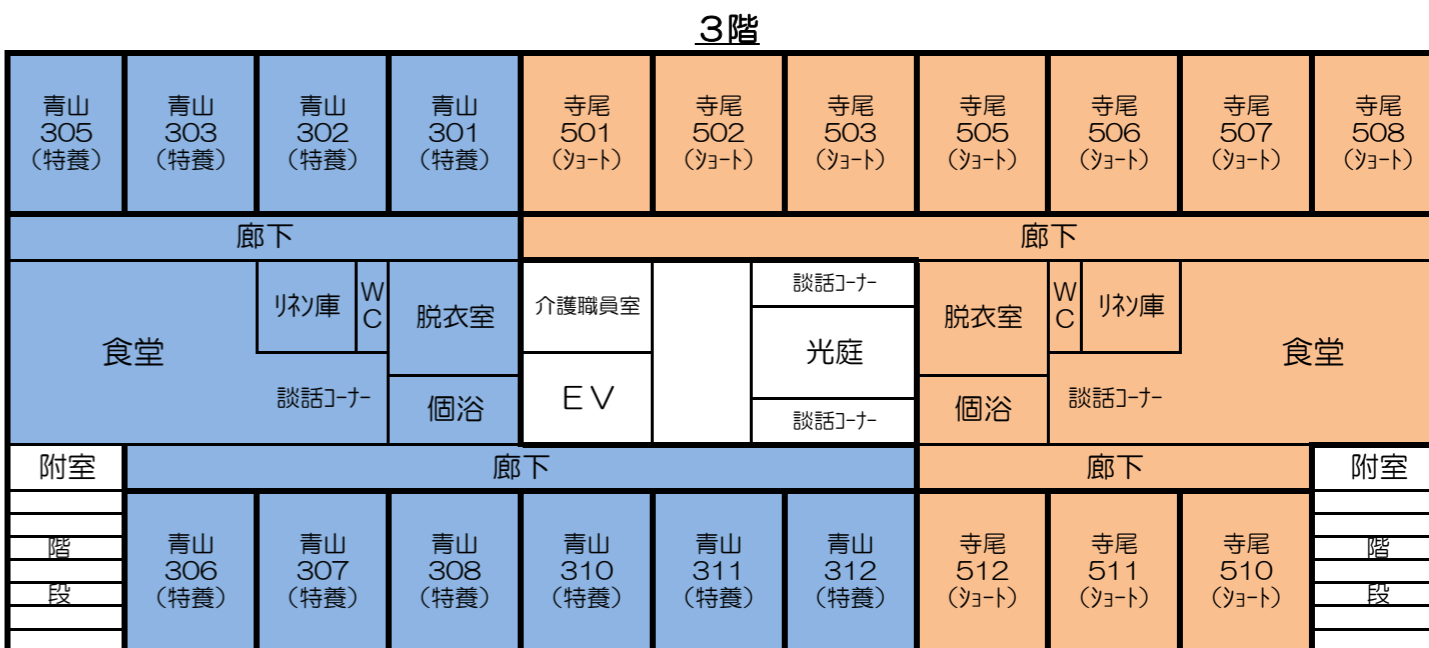
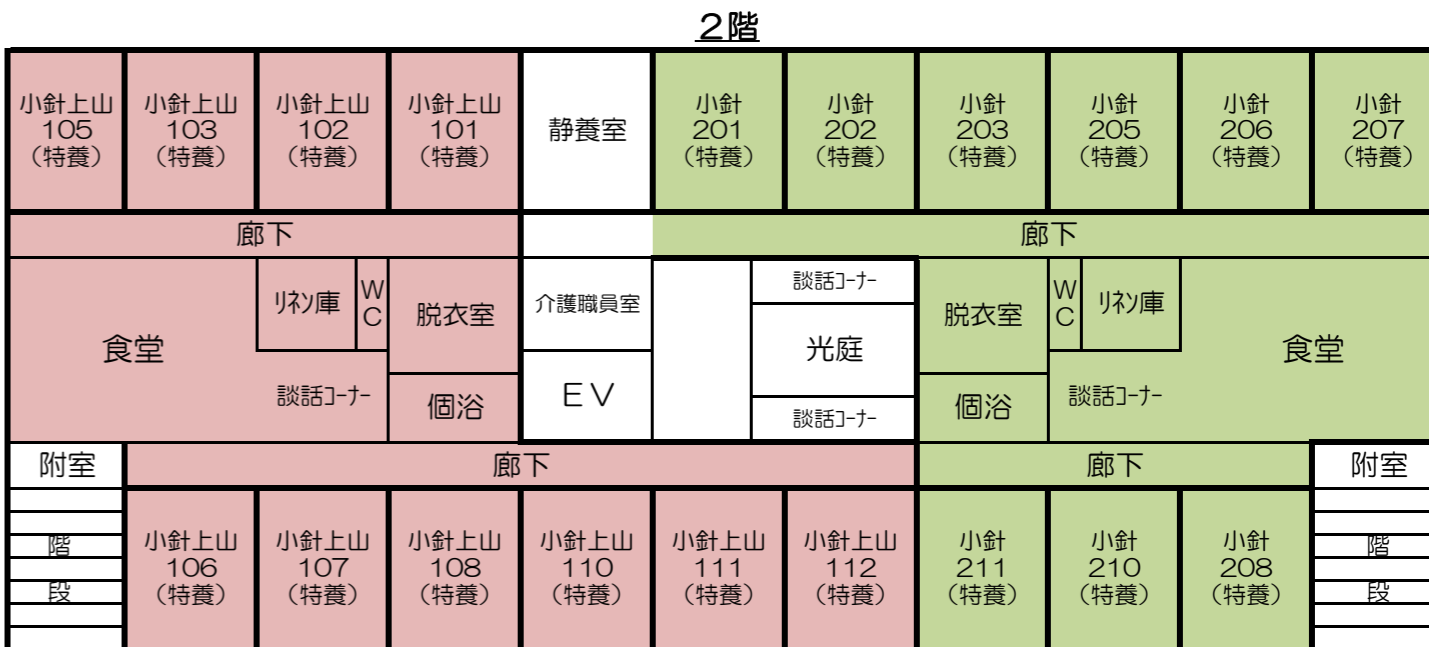
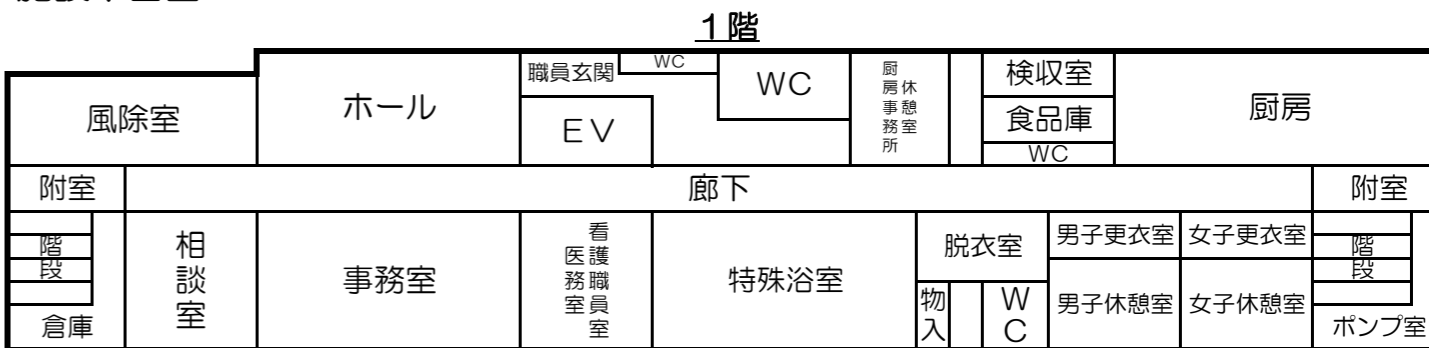
施設内写真



特養・ショートステイ共に全室個室、居室内に洗面・ウォシュレット付トイレがあり、私生活を重視した環境を提供しています。

また、各居室にTVが完備されており、無料でご覧頂けます。

施設平面図



2019.10.1改訂 (ショートステイ)

第1段階～第4段階 共通	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
介護サービス費	514	638	684	751	824	892	959
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	12	12	12	12	12	12
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	0	0	18	18	18	18	18
A サービス利用料金合計(1日)	526	650	714	781	854	922	989
送迎加算(片道) *該当者のみ	184						
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	毎月の介護報酬総単位数の3.3%が加算						

\*地域加算により、1単位=10.17円となります

最終合計金額(1日) ※介護職員処遇改善加算分を除く	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
第4段階 A+B	4,044	4,168	4,232	4,299	4,372	4,440	4,507
第3段階 A+B	2,606	2,730	2,794	2,861	2,934	3,002	3,069
第2段階 A+B	1,856	1,980	2,044	2,111	2,184	2,252	2,319
第1段階 A+B	1,766	1,890	1,954	2,021	2,094	2,162	2,229

※ 利用者負担段階について(第1段階～第4段階)

第4段階	第1～第3段階に含まれない方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円を超える方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方
第1段階	高齢福祉年金受給者(特別養護老人ホーム「有徳の家」は生活保護法の指定を受けておりません)

\*新潟市から発行されている「負担限度額認定証」をご参照ください

※ 負担割合について(1割負担 または 2割負担)

第1号被保険者	本人の合計所得が160万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額 ・単身世帯は280万円未満 ・2人以上世帯は346万円未満	2割負担
	160万円未満		1割負担

第2号被保険者は一律に1割負担  
\*新潟市から発行されている「負担割合認定証」をご参照ください